見附市行政区及び嘱託員の設置に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年３月３１日

見附市長　　稲　田　　亮

見附市規則第４号

見附市行政区及び嘱託員の設置に関する規則等の一部を改正する規則

（見附市行政区及び嘱託員の設置に関する規則の一部改正）

第１条　見附市行政区及び嘱託員の設置に関する規則（昭和４５年見附市規則第８号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

見附市行政区の設置に関する規則

第１条中「及び嘱託員」を削る。

第２条の見出し中「及び嘱託員」を削り、同条第１項中「に嘱託員」を削り、同条第２項中「嘱託員」を「町内会等の代表者」に改め、同条第３項を削る。

第３条を次のように改める。

（その他）

第３条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

第４条を削る。

別記様式を削る。

（見附市行政組織規則の一部改正）

第２条　見附市行政組織規則（平成１６年見附市規則第１０号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「嘱託員」を「町内会等」に改める。

（見附市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の一部改正）

第３条　見附市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（平成１６年見附市規則第４０号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項中「嘱託員」を「町内会等の代表者」に改める。

附　則

１　この規則は、令和８年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の見附市行政区の設置に関する規則の施行の際、現に次期嘱託員として推薦されている者（推薦されている者がない場合は、現に嘱託員として在任する者）は、改正後の見附市行政区の設置に関する規則第２条第２項の規定による町内会等の代表者とみなす。